



道路工事における保安林及び治山事業施工地との調整の徹底について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成 7 年 10 月 13 日

道 号 外
平成 7 年 10 月 13 日

各土木事務所長殿

道 路 課 長
(公印省略)

道路工事における保安林及び治山事業施工地との調整の徹底について（通知）

このことについて、森林保全課長から別添写しのとおり通知がありました。
ついては、今後同様の事案が生じないよう、事業実施に当たっては、十分注意してください。
なお、貴管内の市町村についても周知徹底をお願いします。

森 保 第 341 号
平成 7 年 9 月 28 日

道 路 課 長 殿

森林保全課長

道路工事における保安林及び治山事業施工地との調整の徹底について（通知）

道路工事の計画に当たり、保安林等が該当する場合には、従前から必要な手続等について御配慮いただいているところでありますが、今後、貴課所管の道路工事の一部において、計画地に保安林等が該当するにもかかわらず、必要な手続等が行われないまま工事が進行する等の不適切な事案が生じ、その対応に苦慮しております。

ついては、今後同様の事案が生じないよう、計画段階において、あらかじめ保安林等の該当の有無について十分調査のうえ、当課及び地方農林振興局林業振興課との連絡調整を徹底されるよう注意してください。